

富士見市立図書館スポンサー事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士見市立図書館（以下「図書館」という）の雑誌、貸出票レシート、ホームページに民間企業等の広告を掲載することにより、地域貢献機会の創出に寄与するとともに、図書館の新たな財源を確保することを目的とした、富士見市立図書館スポンサー事業（以下「事業」という）に関し、富士見市有料広告の制限指針（平成22年8月18日決裁）（以下「制限指針」という）を準用するほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

雑誌スポンサー	図書館が購入している雑誌の中から事業所等が選定した雑誌の最新号のカバーに当該事業所の名称等（以下「広告」という）を掲載する。
レシートスポンサー	図書館が発行する貸出票の表面下段（以下「レシート」という）に広告を掲載する。
バナーズポンサー	図書館ホームページトップページ下段の広告枠（以下「バナー」という）に広告を掲載する。

(スポンサー)

第3条 本事業にかかる費用（以下、「スポンサー料」という）、広告、広告図案の提供は、事業に参加を希望する事業者（以下「スポンサー」という）から受けるものとする。

2 前条に関わらず、制限指針を準用するほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーとしない。

- (1) 政治団体
- (2) 宗教団体
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中央図書館長（以下「館長」という）が適当でないと認める事業者

(掲載方法)

第4条 図書館は、スポンサーより提供された広告を掲載することとする。

(広告の掲載枠、スポンサー料及び掲載期間)

第5条 広告の掲載枠は次のとおりとする。

雑誌スポンサー	一つの雑誌に広告を1枠掲載することとし、先着順とする。
レシートスポンサー	1枠とし、申込みが多数にわたる場合は抽選とする。
バナーズポンサー	1事業者当たり1枠、全体で3枠とし、先着順とする。

2 広告のスポンサー料は次のとおりとする。

雑誌スポンサー	雑誌の購読料（税込）を図書館の指定する期日までに掲載期間分の全額を支払うこととする。
---------	--

レシートスポンサー 及びバナー スポンサー	1 枠につき月額 5,000 円（税込）を図書館の指定する期 日までに掲載期間分の全額を支払うこととする。
-----------------------------	--

3 広告の掲載期間は次のとおりとする。

雑誌スポンサー	掲載開始日から当該年度が終了する日までとする。ただし、 図書館の休館日に当たる場合は、その翌日（この日が休館日 に当たる場合は、その翌日以降の休館日ではない日）とし、 事業の延長により同一の雑誌に継続して掲載することを妨げ ない。また、広告を掲載している雑誌が休刊、廃刊となった 場合は図書館と協議を行うこととする。
レシートスポンサー 及びバナー スポンサー	当該広告を掲載する月の初日から、当該年度が終了する日ま でとする。ただし、図書館の休館日に当たる場合は、その翌 日（この日が休館日に当たる場合は、その翌日以降の休館日 ではない日）とする。

4 既納の掲載料は、原則として返還しない。ただし、スポンサーの責めに帰することが
できない事由により掲載を中止したときはその限りではない。

5 前項の規定により返還する掲載料は、広告掲載中止日の翌月以後の月分とする。

(広告の仕様)

第6条 広告は、スポンサーが作成をすることとし、その仕様は次のとおりとする。

雑誌スポンサー	大きさ 雑誌の規格に合わせ、図書館が指定する。 位 置 図書館が指定する。 構 成 印刷面は片面とする
レシートスポンサー	大きさ 縦 5 c m 以内、横 6 c m 以内とする 形 式 2 色ビットマップ (BMP) 形式とする 配 色 白と黒の 2 色とする
バナー スポンサー	大きさ 縦 6 8 ピクセル、横 1 8 5 ピクセルとする 形 式 J P E G または P N G 形式の静止画とする サイ ズ 5 0 K B 以内とする

(広告の内容等)

第7条 掲載する広告の内容（バナー、二次元バーコード等のリンク先を含む）は、制限
指針を準用するほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 図書館の品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) その他、掲載する広告として館長が適当でないと認めるもの
- (事業の申込方法)

第8条 事業に申込みをする者は、館長と事前に協議を行い、掲載を希望する日の1か月
前までに富士見市立図書館スポンサー事業申込書（様式第1号）に必要事項を記入の
上、次に掲げる資料を添付し、館長に提出しなければならない。

- (1) 広告図案
- (2) 会社概要（業種等が分かるもの）

(広告掲載の責務)

第9条 スポンサーは、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 第三者から広告の内容に関して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合はスポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 館長は、申込みを受けたときは当該広告の掲載の可否を決定し、スポンサー決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業推進委員会)

第11条 次に掲げる事項の検討、協議等をするため、事業推進委員会を設置する。

- (1) 広告媒体、スポンサー料の見直しに関すること
(2) 申込みを受けた広告の内容について疑義が生じた場合の協議に関すること
(3) その他、事業に関して館長が必要と認めたこと

2 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- (1) 委員長、副委員長及び委員は次に掲げる職にあるものをもって組織する。

委員長	中央図書館長
副委員長	中央図書館副館長
委員	ふじみ野分館長
委員	鶴瀬西分館長

- (2) 委員長は、会務を総理する。
(3) 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときはその職務を代理する。
(4) 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

3 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員会の庶務は、中央図書館において処理する。

(掲載の停止)

第12条 館長は、スポンサー又は広告の内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他何らの手続きを経ることなく広告の掲載を停止するものとする。

- (1) スポンサーが、指定する期日までに広告を提出しないとき。
(2) スポンサーが、指定する期日までにスポンサー料を支払わないとき。
(3) スポンサー又は広告の内容等が、各種法令に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又はこの要領に違反するとき。
(4) 広告として適当でないと館長が認めたとき。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

富士見市立図書館スポンサー事業申込書

年 月 日

富士見市立中央図書館長 宛

住 所（所在地）

事業者名

申込者 代表者名

電話番号

FAX番号

富士見市立図書館スポンサー事業実施要領第8条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。また、事業実施にあたっては、富士見市立図書館スポンサー事業実施要領を遵守します。

1 広告の掲載を希望する媒体（□にチェックを入れてください）

雑誌 【 実施館：_____ 雑誌名：_____】

貸出票レシート

図書館ホームページバナー（トップページ下段）

【リンク先の名称及びURL：_____】

2 広告掲載希望期間

3 担当者連絡先

部署・担当者名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

4 添付文書

・ 広告図案 ・ 会社概要等（業種等がわかるもの）

5 チェック項目

広告の内容に関わる全ての権利処理等が完了している。	<input type="checkbox"/>
法人名、(法人格を有しない場合は代表者名)、所在地及び連絡先を明記している。	<input type="checkbox"/>
(割引、値引価格を表示する場合)対象となる元の価格の根拠を明示している。	<input type="checkbox"/>
(比較広告の場合)内容が客観的に実証されている。	<input type="checkbox"/>
(アルコール飲料の広告の場合)飲酒を誘発するような描写をしていない。	<input type="checkbox"/>

様式第2号（第10条関係）

スポンサー決定（却下）通知書

年 月 日

様

富士見市立中央図書館長

年 月 日付けで申込みのあった図書館スポンサー事業について、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

1 広告掲載媒体

雑誌 【実施館：_____ 雑誌名：_____】
【広告の大きさ：縦_____ 横_____】

貸出票レシート

図書館ホームページバナー（トップページ下段）

2 広告掲載期間

3 掲載料

金 _____ 円

4 却下の理由